

再資源化預託金等特定資産運用収入の算出方法について

1. 取得債券の前提

(1) 利払日

国債の利払日は年2回となっており、利払日が①6月20日・12月20日のもの、②9月20日・3月20日のものの2種類が存在する。それ以外の債券については、利払日は債券によって異なってくるが、運用収入の算出にあたっては、全ての債券について年2回の利払日があるものとし、利払日が6月20日・12月20日の債券と9月20日・3月20日の債券を50%ずつ取得すると想定。

(2) 年間利回り

年間利回りについても、債券の種類・年限によって異なってくるが、債券の購入タイミング等を事前に予測することは困難であるため、取得予定の債券全体の利回りを加重平均したものを年間利回りとして用いる。

平成16年度に取得した債券 0.88%

平成17年度に取得する債券 0.80%

※平成17年度の年間利回りについては、資料4の参考資料5を参照。

2. 運用収入の算出方法

(1) 運用収入(債券の利息)は取得日翌日から満期日までの期間に対して付され、各利払日毎に受け取るもの。

(2) そのため、平成17年度中の利払日における運用収入を以下のとおり算出。

① 債券取得後最初の利払日に受け取る運用収入

債券取得額 × 年間利回り × 取得日翌日から最初の利払日までの日数 / 365日

② 債券取得後2回目以降の利払日に受け取る運用収入

債券取得額 × 年間利回り × 1 / 2

(3) 運用収入の算出は、債券の取得日毎にそれぞれ行う。